

延長修理保証規定

保証書は、メーカー保証書に記載されている内容及び以下の条項に基づいて表記製品に発生する故障の無料修理を約するものです。

1. 保証期間中、取扱説明書及び本体貼付ラベルなどの注意に沿った正常な使用状態で故障が生じた場合は、ご連絡の上、修理をご依頼下さい。又、修理時に保証書を提示下さい。
2. 次のような場合には保証期間内であっても無料修理の対象となりません。
 - 1) 保証書の提示が無い場合
 - 2) 保証書の保証期間、使用者名の記載を書き換えられたと認められる場合。
 - 3) 直接、間接を問わず、いかに掲げる事由によって生じた故障及び損傷
 - 一. 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書によらない使用上の誤り、および不当な修理や改造による故障および損傷
 - 二. お買い上げ後の株式会社ガスベック指定業者以外による取付場所の移動、落下等による故障および損傷
 - 三. 建築躯体の変形等機器本体以外に起因する当該機器の不具合、塗装の色あせ等の経年変化またはご使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
 - 四. 火災、塩害、地震、風水害、雷、煤煙、降灰、酸性雨、腐食性等の有害ガス、ほこり、異常気象、異常電流、異常電圧、異常電磁波、異常周波数、ねずみ・鳥・くも・昆虫類等の侵入およびその他の天災、地変による故障および損傷
 - 五. 水道管の錆び等異物の流入による故障および損傷
 - 六. 車両、船舶に備品として搭載された場合に生じた故障および損傷
 - 七. 本体及び工事部分に、故意に負荷を与えこれを損傷並びに破損させた場合
 - 八. 業務用（喫茶店、理美容院、飲食店、事務所等）でご使用になった場合。
 - 九. 機器に表示してある以外の使用燃料・使用電圧（電圧・周波数）でご使用になった場合
 - 十. 温泉水、井戸水、地下水を給水したことに起因する不具合
 - 十一. 排水不良等による機器の冠水等に起因する不具合
 - 十二. 延長保証の保証書のご提示がないとき
 - 十三. 株式会社ガスベック及び同社施工協力店以外の業者が修理したことによる不具合
 - 十四. 保証部品の保有期限超過により修理不可能な場合
 - 十五. 高所、狭所等通常作業が不可能な場合
 - 4) 保証期間終了後に株式会社ガスベックに故障の報告がなされた場合
 - 5) 対象製品の調整、または清掃に係る費用
 - 6) 対象製品に3ヵ月以内に同一箇所の同一原因により故障が発生した場合

- 7) 対象製品の対象外部品に起因する対象製品の故障及び不具合
3. 次の損害は本製品の対象となりません。
- 1) 本製品の故障に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）または本製品以外の財物の減失、毀損、もしくは汚損によって生じた障害
 - 2) 本製品の故障に起因して生じた本製品及びその他の財物の使用によって生じた障害
 - 3) 本製品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障・不具合
4. 離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。予めご了承下さい。
5. 本証書は、保証期間内の修理代金合計金額が本証書に記載する保証限度額を超過した場合及び代替品が交付されたときに失効します。また、1回あたりの修理上限金額は50,000円とします。累計修理費又は、1修理あたりの修理費が、保証限度額を超えた場合、その超過費用は、本証書の契約者の負担となります。
6. 本証書は解約できませんので、予めご了承下さい。また本証書を御申込みいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。クーリングオフされた場合には、既にお支払いいただいた保証料につきましては、速やかに返戻いたします。
7. 住所変更や譲渡される場合は、事前に当社へご連絡下さい。
8. 故障及び損傷の認定などについて当社と使用者の間で見解の相違が生じた場合には、当社を通じて第三者の意見を求めることがあります。
9. 本証書は日本国内においてのみ有効です。
10. 本証書は紛失されないように大切に保管してください。
11. 本製品が賃貸住宅に設置されたり、リース物件などの用途により実際の使用者申込者が異なる場合には本製品の使用者も本保証に基づく修理請求が行えるものとします。
12. 株式会社ガスベックは本申込書に関わる保証契約が成立した場合に限り、氏名、住所、電話番号などの契約者様の個人情報を含む本書表面記載事項に関し、本保証を円滑に運営する目的及び当該延長保証契約に基づく保証修理債務に関する保証を得る為に保険契約を締結する目的、点検の実施の目的、本保証ご契約者様への本保証対象製品に関連するご案内の目的及び本保証書ご契約者様への本保証期間満了後の各社製品の買い替えのご案内の目的で収集し、当該目的達成のために限って各製造会社および本保証取り扱い販売店・本保証の修理受託会社・その他当社が業務を委託するもの及び当該保険契約上の保険者となる損害保険会社に対し情報の提供を行います。その場合、当社は機密保持を含む個人情報の取り扱いに関する契約を締結します。

■契約者自身に関する個人情報の開示・訂正・中止のご請求、その他の不明な点についてのご照会は下記までご連絡下さい。

株式会社ガスペック

電話番号：04-7110-2842

受付時間：9時00分～18時30分

Email：info@gasspec.jp

【特定保守製品及び準ずる製品についてのお知らせ】

本保証の対象製品が、消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」に該当する場合は消安法上、次の事が求められています。

- ・この製品は経年劣化により危害をおよぼすおそれがあるため、この製品製造事業者にも所有者登録をすることが求められています。
- ・この製品の所有者はこの製品の製造事業者から点検期間の始まる時期に法定の点検通知を受けることになっています。
- ・この製品の所有者は所有者登録の情報に変更があった場合は、下記の連絡先まで変更を届け出る必要があります。

連絡先：リンナイ(株) 製品点検センター 0120-493-110（受付時間 9:00～17:30）

※テレビリモコン、注水リモコン、レンジフード用リモコンは、延長保証の対象外となります。